

第7章(技能者の養成)

第7章の技能者の養成では、仕事の見習い、技能の取得というような目的で、使用者は労働者を酷使してはいけないと定められています。

使用者は、技能の取得を目的とする労働者を家事その他技能の取得に関係のない作業に従事させてはなりません。これは内弟子、従弟等名称は問いません。

技能者の養成中であっても、基本的に労働基準法により労働者が保護されなければなりません。(職業能力開発促進法での関係も定められています。)

第8章(災害補償)

労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合は、使用者はその費用で必要な療養を行い、また必要な療養の費用を負担しなければならない事になっております。

使用者は休業補償、労働者が労働災害により労働することが出来なくなった期間の賃金支払いの義務があります。

使用者は障害保障、労働者が負傷、又は疾病が治った後に身体に障害が存在する場合は一定の基準により、障害保証をしなければなりません。